試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令第7条の規定により、次のとおり報告します。

廃棄確認の区分（注2）		
廃棄確認を受けた者	氏名又は名称	
	住所	電話番号（　　）
廃棄の目的		
廃棄確認を受けた物の概要（注3）		
廃棄確認を行った年月日		
廃棄確認を行った場所		
廃棄確認を行った廃棄確認員の氏名		
確認証の交付年月日及び番号		

注1　この欄には、記載しないこと。
　2　廃棄確認の根拠となる法の条項を記載すること。
　3　廃棄確認を受けた物の性状、量等について記載すること。
備考1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
　2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十二条　文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の項、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の項及び核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の項を削る。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第十三条　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

本則（第四条第二項を除く。）中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第一条第二項中「法第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉設置者（当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。以下同じ。）」を「試験研究炉等設置者等又は使用者」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（適用範囲）

第一条　この省令は、試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。

第二条中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第三条第三項中「正本及び副本各1通」を「正本1通、副本1通及び写し1通」に改める。

第四条第1項中「確認を行うものとする」を「確認をしたときは、確認証を交付する」に改め、同条第二項を削る。

第五条第三項中「正本及び副本各1通」を「正本1通、副本1通及び写し1通」に改める。

第十一条を第十四条とし、第八条から第十条までを三条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の三条を加える。

（機構が行う確認）

第八条　法第六十一条の二第四項の規定により原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる確認に関する事務は、放射能濃度確認対象物に係る放射能濃度の測定及び評価が第五条第一項の規定に基づき認可を受けた方法に従って行われているかどうかについて確認する事務とする。

（機構が行う確認の通知書）

第九条　原子力規制委員会は、第三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し、機構が行う当該確認に関する事務の実施について通知するものとする。

一　確認を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　確認を受ける工場等の名称及び所在地
三　確認を行う期日
四　確認を行う場所
五　確認の対象
六　確認の方法

2　前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一　第三条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類
二　第五条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類

3　原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載されている事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（確認結果の通知）

第十条　法第六十一条の二第五項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　確認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　確認を受けた工場等の名称及び所在地
三　確認を行った年月日
四　確認を行った場所
五　確認の対象
六　確認の方法
七　確認の結果

別表一の項中「法第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究炉等設置者等」に改める。

様式中「第8条」を「第11条」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令の一部改正）

第十四条　放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。